

眼科学校保健に関する全国調査の報告

社団法人日本眼科医会 学校保健部

宮浦 徹・宇津見義一・高橋 和博

福下 公子・高野 繁

I. はじめに

学校での健康診断の実施方法については、学校保健安全法、同施行令、同施行規則に定められているところであり、眼科健診もこれら法令に基づいて実施されている。ただ詳細に関しては、地区の事情や各学校医個々の裁量により、健診の形態や方法が異なることが指摘されており、会員からも眼科学校保健に関する全国的な実態調査の要望が寄せられている。今回の調査では現状の眼科学校保健の実態を概ね把握することができ、今後の学校保健活動の指標とすべき資料を得ることができたと考えている。

たとえば学校医の設置については学校保健安全法で義務づけられているが、眼科学校医の設置については言及されてない。このため眼科学校医が置かれていない学校も多く、またその設置率についても掌握されていなかった。今回の調査では、眼科学校医の設置率は公立学校に限れば、小学校で72.8%、中学校で71.6%、高校で67.1%であることが判明した。この他、新任学校医に対する研修会や学校保健啓発事業の実施状況、学校医の雇用形態、眼科健診で使用する器具や検査手技、健康教育の実施状況、学校保健委員会への参加状況、学校医の定年制の有無など、全25項目の質問を設け、眼科健診に限らず眼科学校保健全般の現状を把握できる内容となった。

各地区においては今回の結果を各学校保健活動の指標として、また個々の眼科学校医にあっては健診の参考資料としてご活用いただければ幸いである。

II. 調査の概要

1. 調査の目的

眼科に係る学校保健の実態を把握し、今後の眼科学校保健のあり方を検討するための基礎資料を作成すること。

2. 調査方法と調査の対象者

往信復信の郵送によるアンケート調査。

3. 調査内容

文末の調査票参照（項目V.）。

4. 調査対象者

調査内容により対象者を分け、二通りのアンケート調査を実施した。

① 支部学校保健担当役員を対象としたアンケート調査
全国支部の学校保健担当役員47人を調査対象とした。

② 一般A会員を対象とした学校保健に関するアンケート調査

日本眼科医会A会員の約10%を任意抽出し、628人を調査対象とした。

5. 調査実施日

平成22年9月21日～平成22年10月31日締め切り。
（回収数を上げるため実際は平成22年11月26日を締め切りとした。）

6. 調査回収数、および回収率

① 支部学校保健担当役員向けアンケート調査

発送数：47

回収数：47

回収率：100.0%

② 一般会員向けアンケート調査

発送数：628

回収数：367

回収率：58.4%

※都道府県別回収数は表2を参照

7. 調査実施体制

本調査の調査実施体制は、以下の通りである。

調査の主体 社団法人日本眼科医会

発送・回収、集計 株式会社山手情報処理センター

III. 調査結果

1. 支部学校保健担当役員アンケート調査

1-1. 公立学校での眼科学校医設置状況

公立学校での眼科学校医設置状況をみると、小学校で

は41支部からの回答があり、学校総数は17,676校で、そのうち眼科学校医設置校数が13,106校、眼科学校医設置割合が74.1%であった。

中学校では41支部の回答があり、学校総数は8,214校で、そのうち眼科学校医設置校数が5,998校、眼科学校医設置割合が73.0%であった。

高校では44都道府県支部の回答があり、学校総数は3,344校で、そのうち眼科学校医設置校数が2,305校、眼科学校医設置割合が68.9%であった(表1, 図1)。

表1 眼科学校医設置状況

	小学校	中学校	高校
都道府県回答数	41	41	44
学校総数	17,676	8,214	3,344
眼科学校医設置校数	13,106	5,998	2,305
眼科学校医設置割合	74.1%	73.0%	68.9%
無回答(把握していない)	6	6	3
合計	47	47	47

※「学校総数」、「眼科学校医設置校数」は、全県ではなく、一部の市のみの学校数が記載されたものも有効として集計を行った。

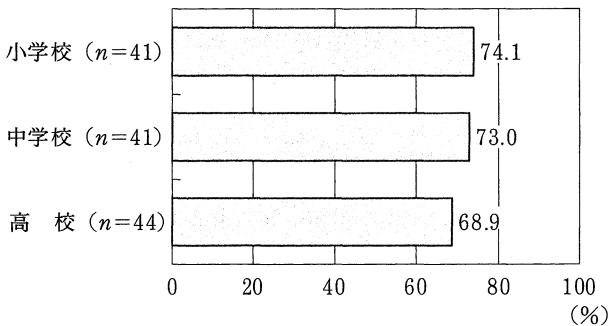


図1 眼科学校医設置割合

1-2. 新規開業で新たに学校医に就かれた眼科医に対する新任学校医の研修会の有無

新規開業で新たに学校医に就かれた眼科医に対する新任学校医の研修会の有無を全体でみると、「行われている」が8.5%、「一部で行われている」が12.8%、「行われていない」が78.7%であった(図2)。

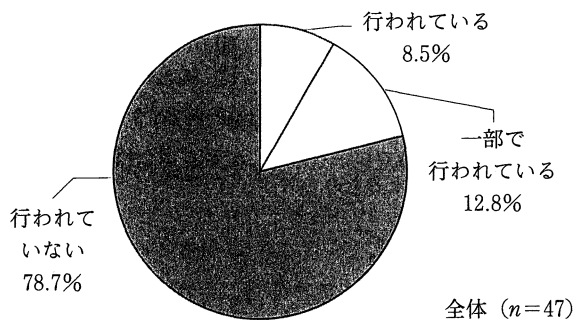


図2 新規開業で新たに学校医に就かれた眼科医に対する新任学校医の研修会の有無

1-3. 新任学校医の研修会を主催する団体

研修会が行われていると回答した都道府県支部に対して、研修会を主催する団体を見ると、「都道府県医師会」が40.0%で最も高く、次いで「市町村医師会」、「市町村学校医会」が30.0%、「支部眼科医会」が20.0%であった(図3)。

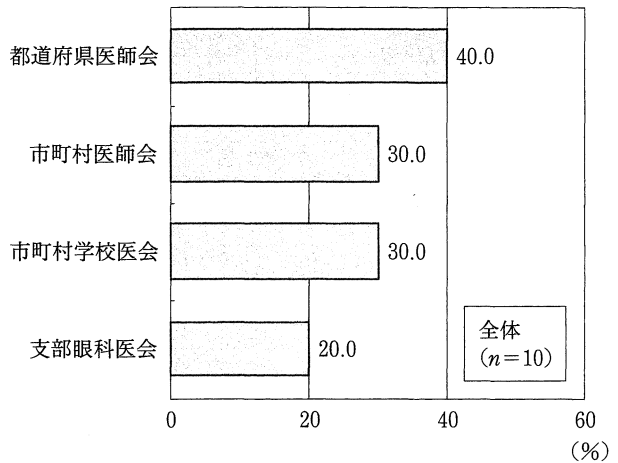


図3 新任研修会を主催する団体【複数回答】

1-4. 啓発活動としての学校保健講習会や研修会などの開催方法

学校保健講習会や研修会の開催方法は、「主催する学術講習会の場を利用した啓発」が44.7%で最も高く、次いで「教育委員会の学校保健事業を利用した啓発」が36.2%、「学校保健だけを取り上げた講習会や研修会の開催」が29.8%、「総合学習を利用した学校の出張授業に講師派遣」が19.1%、「その他」が12.8%である(図4)。

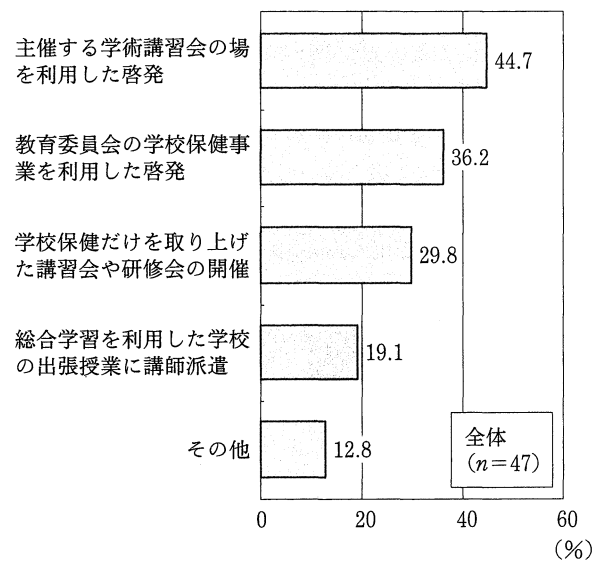


図4 啓発活動としての学校保健講習会や研修会の開催方法【複数回答】

2. 学校保健に関するアンケート調査

2-1. 都道府県別回収数, および回収率

表2 都道府県別回収数, および回収率

順位	都道府県	発送数	回収数	回収率 (%)
1	北海道	22	10	45.5
2	青森県	8	7	87.5
3	岩手県	6	5	83.3
4	宮城県	10	7	70.0
5	秋田県	3	3	100.0
6	山形県	5	2	40.0
7	福島県	6	3	50.0
8	茨城県	6	3	50.0
9	栃木県	8	6	75.0
10	群馬県	5	3	60.0
11	埼玉県	23	17	73.9
12	千葉県	25	11	44.0
13	東京都	97	46	47.4
14	神奈川県	42	27	64.3
15	新潟県	8	5	62.5
16	富山県	3	3	100.0
17	石川県	6	2	33.3
18	福井県	4	2	50.0
19	山梨県	3	3	100.0
20	長野県	6	2	33.3
21	岐阜県	7	5	71.4
22	静岡県	22	13	59.1
23	愛知県	32	19	59.4
24	三重県	9	5	55.6
25	滋賀県	5	3	60.0
26	京都府	19	9	47.4
27	大阪府	52	31	59.6
28	兵庫県	29	11	37.9
29	奈良県	9	5	55.6
30	和歌山県	11	9	81.8
31	鳥取県	5	5	100.0
32	島根県	3	3	100.0
33	岡山県	8	6	75.0
34	広島県	18	10	55.6
35	山口県	11	8	72.7
36	徳島県	4	2	50.0
37	香川県	3	3	100.0
38	愛媛県	10	5	50.0
39	高知県	2	1	50.0
40	福岡県	36	26	72.2
41	佐賀県	3	2	66.7
42	長崎県	8	3	37.5
43	熊本県	5	3	60.0
44	大分県	7	3	42.9
45	宮崎県	1	0	0.0
46	鹿児島県	7	6	85.7
47	沖縄県	6	3	50.0
都道府県名不明		—	1	0.2
合計		628	367	58.4

2-2. 調査対象者の属性

調査対象者の属性は、男性が68.4%、女性が31.6%、平均年齢は55.3歳であった。性別での平均年齢は、男性が55.3歳、女性が55.4歳で、性別による年齢差はなかった。年代別でみると、男性では「50~54歳」が23.9%で最も高く、次いで「40~44歳」が13.5%、「55~59歳」が13.1%、「45~49歳」が12.7%となっており、40代・50代で6割を超えていた。女性では「55~59歳」が19.0%、「50~54歳」が18.1%、「40~44歳」が13.8%、「45~49歳」が12.9%となり、男性と同様に40代・50代で6割を超えていた(図5, 図6)。

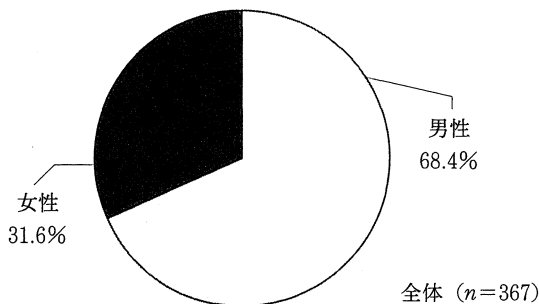


図5 対象者の性別

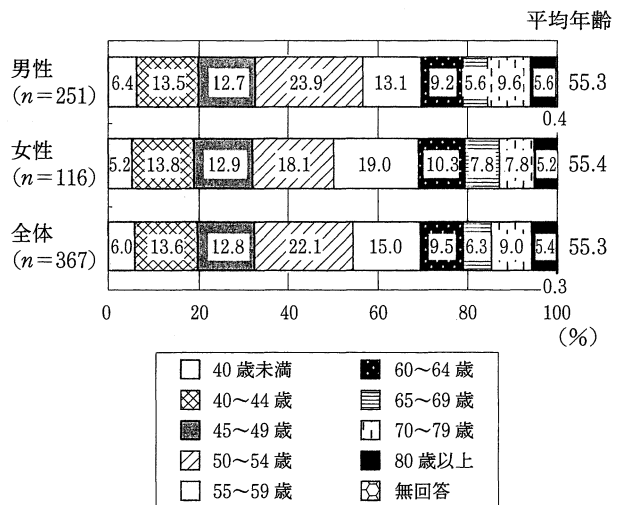


図6 対象者の年齢 (性別)

※合計が100.0%でないものは、小数点第2位以下切捨の丸め誤差によるものである(以下同じ)。

2-3. 学校医の状況

学校医の状況を全体でみると、「学校医をしている」が82.3%、「学校医をしていない」が17.7%であった(図7)。

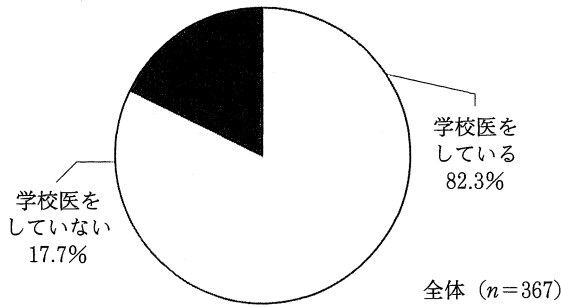


図7 学校医の状況

2-4. 学校医をしていない理由

学校医をしていない理由は、「地区に眼科医が多いため」が27.7%、「高齢・健康上のため」が26.2%、「その他」が56.9%であった。

その他の内訳としては、「依頼・要請がない」(n=13)、「新規開業のため」(n=5)などの回答があった(図8)。

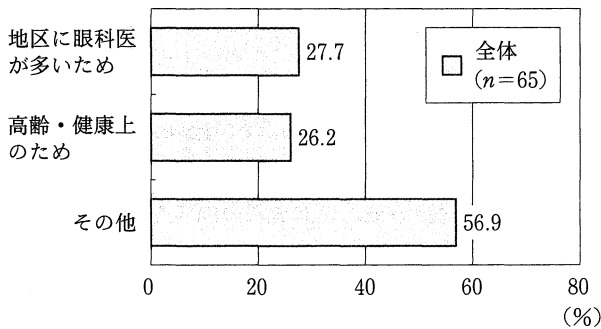


図8 学校医をしていない理由【複数回答】

2-5. 学校医の勤務形態(雇用形態)

学校医の勤務形態(雇用形態)は、「委嘱を受けている」が97.4%で最も高く、そのほとんどが教育委員会の嘱託医として委嘱を受けていた。「眼科健診のパートとして」が6.6%、「その他」が0.3%であった(図9)。

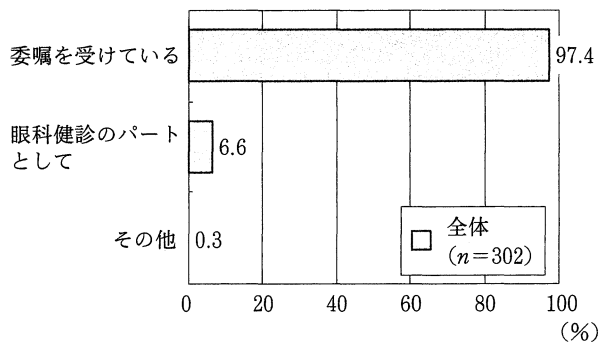


図9 学校医の勤務形態【複数回答】

2-6. 一人平均の担当学校数

眼科医一人が担当する学校数の平均は6.0校(園)であった。その内訳を全体でみると、「1校(園)」が6.0%、「2校(園)」が9.3%、「3校(園)」が14.2%、「4校(園)」が14.9%、「5校(園)」が16.2%、「6~9校(園)」が24.5%、「10校(園)以上」が14.9%であった

(図10)。

担当学校数の平均を校種別でみると、「小学校」が3.05校、「中学校」が1.40校、「幼稚園・保育所」が1.01校、「高校」が0.57校となっていた(図11)。

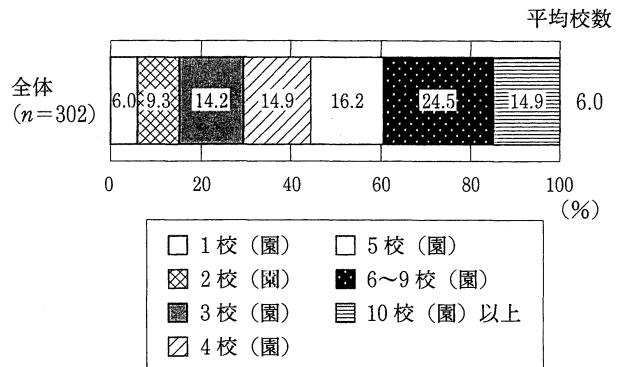


図10 一人平均の担当学校数

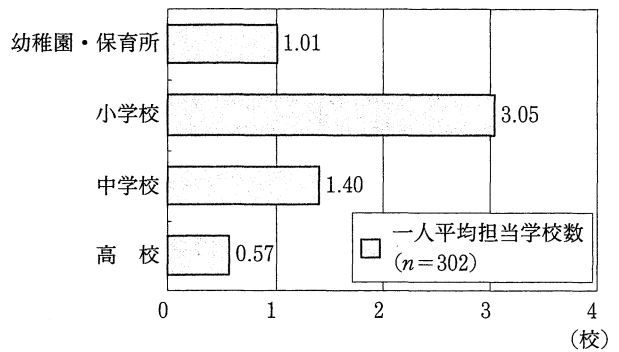


図11 一人平均の担当学校数(校種別)

2-7. 健診対象者の抽出方法

健診対象者の抽出方法を全体でみると、公立小学校では「全児童が対象」が72.2%で最も高く、次いで「一部学年のみ全児童で他は抽出」が19.9%、「全学年抽出」が1.7%、「担当していない」が2.6%である。公立中学校では「全児童が対象」が57.3%で最も高く、次いで「一部学年のみ全児童で他は抽出」が16.9%、「全学年抽出」が3.0%、「担当していない」が6.0%であった(図12)。

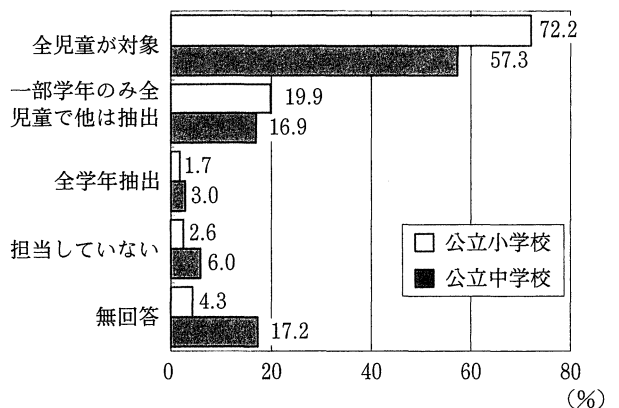


図12 健診対象者の抽出方法【複数回答】

2-8. 眼科学校健診に通常持参するもの

眼科学校健診に通常持参するものを全体でみると、「ペンライト」が87.1%で最も高く、次いで「携帯用スリットランプ」が39.4%、「倒像鏡」が20.5%、「集光レンズ」が12.6%、「直像鏡」が11.9%、「スキアスコープ」が7.6%、「板付きレンズ」、「ステレオテスト」がともに7.3%、「携帯用オートレフ」が4.6%、「近距離視力表」が3.0%、「携帯用眼圧計」、「プリズムバー」がともに1.7%、「その他」が8.3%であった(図13)。

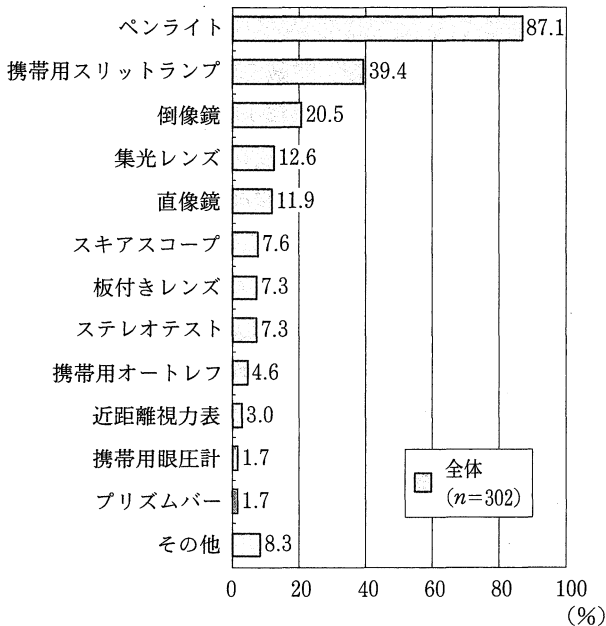


図13 眼科学校健診に通常持参するもの【複数回答】

2-9. 眼科健診の眼位検査について、実施している方法

眼科健診の眼位検査について、実施している方法を全体でみると、「カバーテスト」が86.1%で最も高く、次いで「ペンライト」が80.1%、「視診」が71.9%、「9方向眼位」が12.6%、「ステレオテスト」が5.0%、「その他」が1.7%、「眼位検査は行わない」が0.3%であった(図14)。

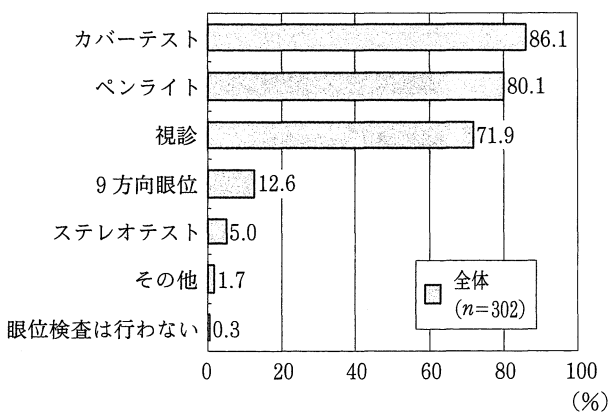


図14 眼科健診の眼位検査について、実施している方法【複数回答】

2-10. 眼疾患と眼瞼翻転について、実施している方法

眼疾患と眼瞼翻転について、実施している方法を全体でみると、「下眼瞼を診て、必要があれば上眼瞼翻転も行う」が57.0%で最も高く、次いで「下眼瞼翻転のみ」が19.2%、「児童生徒各自に下眼瞼を翻転させる」が12.6%、「全員に上下の眼瞼翻転を行う」が4.6%、「眼瞼の翻転は実施していない」が4.3%であった(図15)。

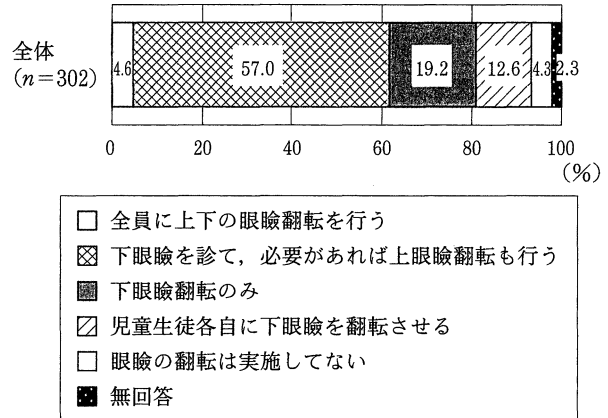


図15 眼疾患と眼瞼翻転について、実施している方法

2-11. 眼科健診の際、事前資料の内容を参考にしながらの実施状況

眼科健診の際、事前資料の内容を参考にしながらの実施状況の設問では、「視力検査と保健調査の内容を参考にして健診を行っている」が66.2%で最も高く、次いで「保健調査のみ参考にしてしている」が12.3%、「視力検査や保健調査の内容は特にチェックせずに健診している」が11.6%、「視力検査のみ参考にしてしている」が8.6%であった(図16)。

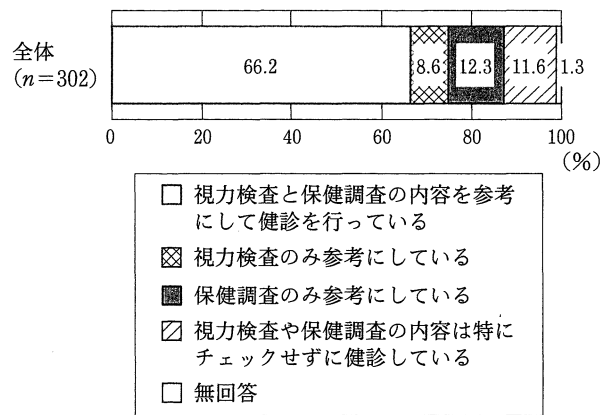


図16 眼科健診の際、事前資料の内容を参考にしながらの実施状況

2-12. 健康教育に関して経験がある項目

健康教育に関して経験がある項目については、「健診終了後に養護教諭や学校保健関係者と話し合う」が70.2%で最も高く、次いで「健診時に各児童生徒に保健指導

するよう心がけている」が31.1%、「受診勧告で診療所を受診した児童生徒や保護者に対し、意識的に保健指導をしている」が29.5%、「学校保健関係者に対し講演を行った」が22.2%、「『保健だより』に眼科学校保健に関する記事を投稿した」が9.9%、「一般教職員向けの講演や勉強会を行った」が8.6%、「総合学習の時間を利用して授業を行った」が7.6%、「健診終了後の時間を利用して健康相談を行った」が6.3%、「健診前に眼科に関するミニ講話を行った」が3.3%、「その他」が6.0%であった(図17)。

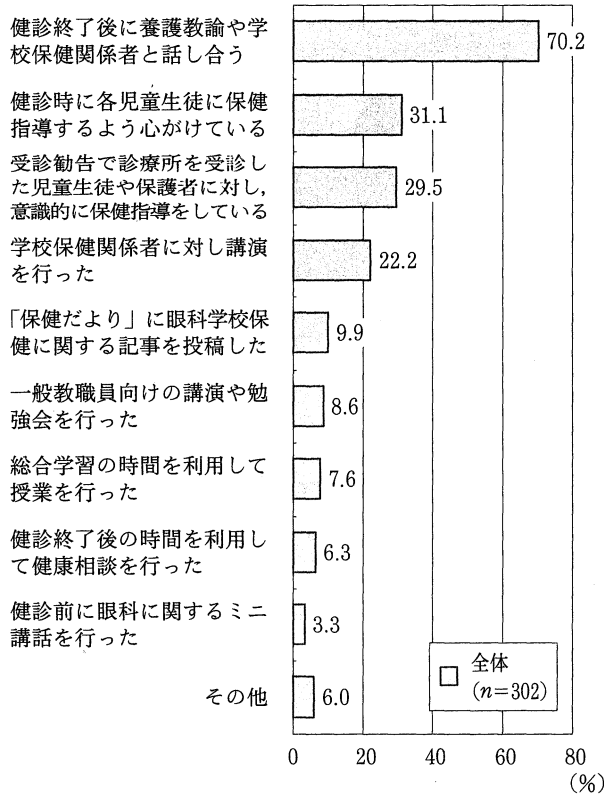


図17 健康教育に関して経験がある項目【複数回答】

2-13. 学校保健委員会の案内の有無

学校保健委員会の案内の有無については、「すべての担当校から案内がある」が34.4%、「一部から案内がある」が41.1%、「まったくない」が23.5%であった(図18)。

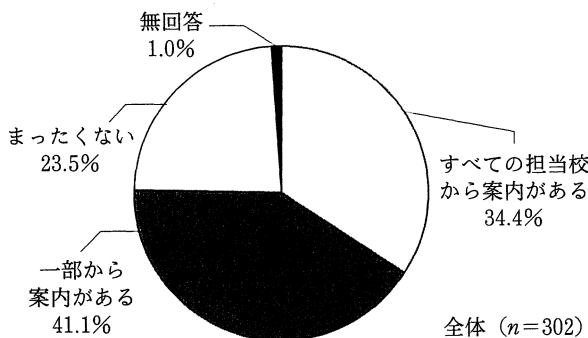


図18 学校保健委員会の案内の有無

2-14. 委員会への参加状況

学校保健委員会から「案内がある」と回答した方に対し、委員会への参加状況を伺ったところ、「ほとんど参加」が39.5%、「ときどき参加」が21.5%、「ほとんど欠席」が39.0%であった(図19)。

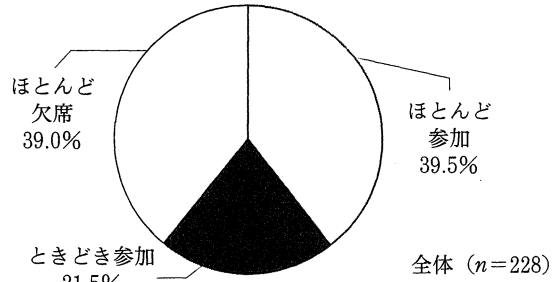


図19 委員会への参加状況

2-15. 委員会欠席時、眼科学校保健のメッセージとなる資料提供の有無

学校保健委員会から「案内がある」と回答した方に対し、委員会欠席時、眼科学校保健のメッセージとなる資料提供の有無を問う設問では、「ある」が36.0%、「ない」が59.2%であった(図20)。

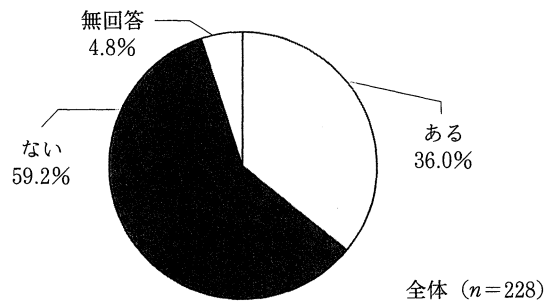


図20 委員会欠席時、眼科学校保健のメッセージとなる資料提供の有無

2-16. 学校における色覚検査について

学校における色覚検査についての会員の意識調査である。「児童生徒全員に色覚検査を行うべき」が46.4%で最も高く、次いで「希望者を募り、色覚検査を行うべき」が34.4%、「わからない」が9.6%、「学校での色覚検査は不要」が7.3%であった(図21)。

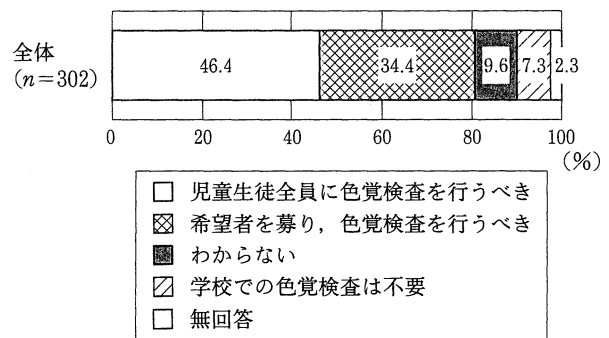


図21 学校における色覚検査について

2-17. 色覚で受診した児童生徒に対して色覚異常の診断後、適切な色覚指導の有無

色覚で受診した児童生徒に対して、色覚異常の診断後の適切な色覚指導ができてきているかどうかの設問である。「十分とは言えないが以前よりは心がけている」が48.3%で最も高く、次いで「適切に行っている」が33.4%、「患者向け冊子『色覚異常を正しく理解するために』(日本眼科医会)を利用」が17.2%、「『小児のための色覚一般診療の手引き』(日本眼科医会)を利用」が9.3%、「診断のみで色覚指導は行わない」が8.3%、「色覚異常を理解していただくため、関連のホームページを紹介している」が3.3%、「その他」が5.6%であった(図22)。

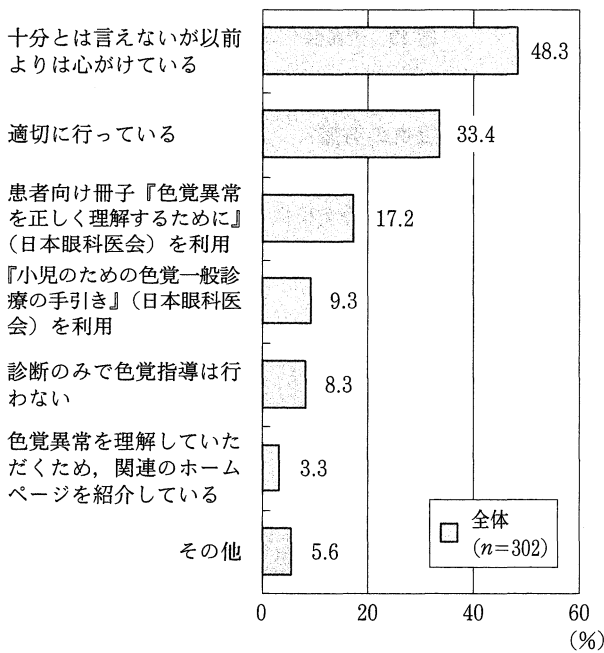


図22 色覚で受診した児童生徒に対して色覚異常の診断後、適切な色覚指導の有無【複数回答】

2-18. 眼科学校医(公立校)の1校あたりの平均年間報酬(税込み)

眼科学校医(公立校)の1校あたりの平均年間報酬(税込み)を全体でみると、「10万円未満」が29.5%で

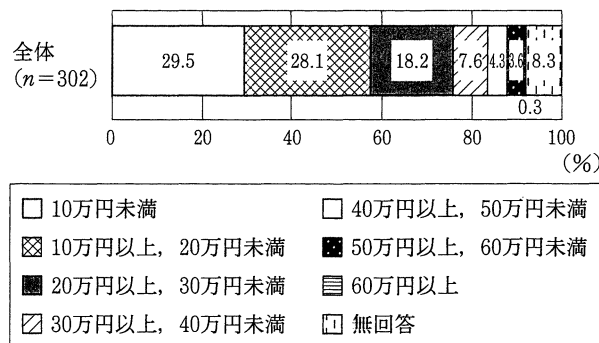


図23 眼科学校医(公立校)の1校あたりの平均年間報酬(税込み)

最も高く、次いで「10万円以上、20万円未満」が28.1%、「20万円以上、30万円未満」が18.2%、「30万円以上、40万円未満」が7.6%、「40万円以上、50万円未満」が4.3%、「50万円以上、60万円未満」が3.6%、「60万円以上」が0.3%であった(図23)。

2-19. 担当地区(市町村)における学校医の定年制

担当地区(市町村)における学校医の定年制を全体でみると、「ある」が12.9%、「ない」が79.8%であった(図24)。

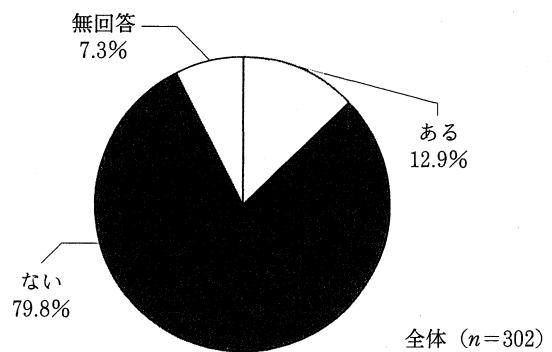


図24 担当地区(市町村)における学校医の定年制

2-20. 定年年齢

定年制度が「ある」と回答した方を対象に、定年の年齢を尋ねてみた。「75歳」が41.0%で最も高く、次いで「70歳」が25.6%、「80歳」が10.3%、「65歳」と「77歳」がともに5.1%、「60歳」が2.6%となっており、平均定年年齢は73.8歳であった(図25)。

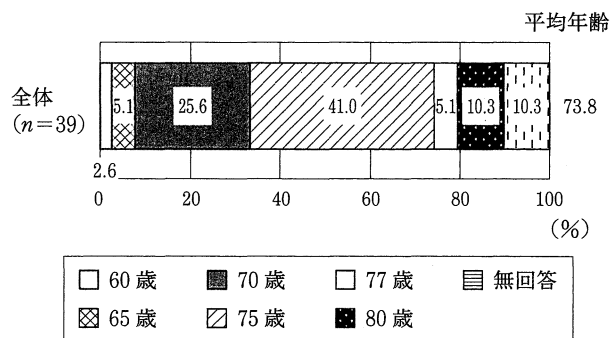


図25 定年年齢

2-21. 市町村教育委員会が決められている学校報酬の算出方法

市町村教育委員会が決められている学校報酬の算出方法を自記入式で聞いたところ157名から回答が得られた。そのうち約半数の77名が「不明」、「わからない」、「知らない」であった。「基本給+人頭割り手当」と回答した者が39名、「人頭割り手当のみ」が20名、「一律」が15名、「その他」が6名であった(表3)。

表3 市町村教育委員会が決め
ている
学校医報酬の算出方法

記載内容	回答数(名)
不明, わからない, 知らない等	77
基本給+人頭割り手当	39
人頭割り手当のみ	20
一律	15
その他	6

IV. 調査結果のまとめ

1. 支部学校保健担当役員向けアンケート調査

全国支部の学校保健担当役員47名を対象に行ったアンケート調査の回収数(率)は47(100.0%)であった。

公立学校での眼科学校医設置割合は、小学校が74.1%、中学校が73.0%、高校が68.9%であった。新規開業で新たに学校医に就かれた眼科医に対する新任学校研修会の実施割合は、「行われている」が8.5%、「一部で行われている」が12.8%であり、その実施割合は低く、今後新任の学校医に対する適切な対応が望まれた。学校保健講習会や研修会の開催を行った主な内容では、「主催する学術講習会の場を利用した啓発」が44.7%、「教育委員会の学校保健事業を利用した啓発」が36.2%、「学校保健だけを取り上げた講習会や研修会の開催」が29.8%であった。

2. 一般会員向けアンケート調査

全国の日本眼科医会A会員628名(10%任意抽出)を対象に行ったアンケート調査の回収数(率)は367(58.4%)であった。

対象者の属性は、男性が68.4%、女性が31.6%、平均年齢は55.3歳(男性55.3歳、女性55.4歳)、学校医をしている割合は82.3%、学校医の勤務形態(雇用形態)は、ほぼ全員が「委託を受けている(97.4%)」状況であった。

眼科医一人が担当する学校数の平均は6.0校(園)であり、その内訳は「小学校」が3.0校、「中学校」が1.4校、「幼稚園・保育所」が1.0園、「高校」が0.6校であった。また健診対象者の抽出方法は「全児童が対象」が最も多く、小学校が72.2%、中学校が57.3%であった。

眼科学校健診に通常持参するもので多かったものは、「ペンライト(87.1%)」、「携帯用スリットランプ(39.4%)」、「倒像鏡(20.5%)」となっており、眼位検査の実施方法では、「カバーテスト(86.1%)」、「ペンライト(80.1%)」、「視診(71.9%)」が上位であった。

眼疾患と眼瞼翻転の実施方法は、「下眼瞼を診て、必要があれば上眼瞼翻転も行う」が57.0%であり、半数以上の者がこの方法で実施していた。眼科健診の際、事前資料の内容を参考にしながらの実施状況では、「視力検査と保健調査の内容を参考に健診を行っている」が66.2%で、7割弱の者が推奨されている手法で健診を実施していた。

健康教育に関して経験があるものとしては、「健診終了後に養護教諭や学校保健関係者と話し合う(70.2%)」が7割を超えている。以下、「健診時に各児童生徒に保健指導するよう心がけている(31.1%)」、「受診勧告で診療所を受診した児童生徒や保護者に対し、意識的に保健指導をしている(29.5%)」、「学校保健関係者に対し講演を行った(22.2%)」が上位であった。

学校保健委員会の案内(開催通知)に関しては、「すべての担当校から案内がある」が34.4%、「一部から案内がある」が41.1%、「まったくない」が23.5%であり、委員会への参加状況では「ほとんど参加」が39.5%、「ときどき参加」が21.5%、「ほとんど欠席」が39.0%であった。また、委員会欠席時、眼科学校保健のメッセージとなる資料提供の有無では、「ある」が36.0%、「ない」が59.2%となっていた。

学校における色覚検査について、「児童生徒全員に色覚検査を行うべき」が46.4%、「希望者を募り、色覚検査を行うべき」が34.4%であり、『行うべき』と回答した割合は8割を超えていた。色覚で受診した児童生徒に対して色覚異常の診断後、適切な色覚指導の有無では、「十分とは言えないが以前よりは心がけている」が48.3%、「適切に行っている」が33.4%、「患者向け冊子『色覚異常を正しく理解するために』(日本眼科医会)を利用」が17.2%、『『小児のための色覚一般診療の手引き』(日本眼科医会)を利用」が9.3%、「診断のみで色覚指導は行わない」が8.3%であった。

眼科学校医(公立校)の1校あたりの平均年間報酬(税込み)は、「10万円未満」が29.5%、「10万円以上、20万円未満」が28.1%、「20万円以上、30万円未満」が18.2%であり、『30万円未満』で8割弱を占めていた。

担当地区(市町村)における学校医の定年制は、「ある」が12.9%(平均定年年齢は73.8歳)、「ない」が79.8%であり、定年制度が「ない」と回答した割合は8割弱であった。

最後になりましたが、本調査にご協力いただいた関係者すべての方々に心よりお礼申し上げます。

V. 調査票

1. 支部学校保健担当役員用アンケート調査票

支部学校保健担当役員用アンケート用紙

支部名 _____

回答者名 _____

～ 以下、該当する番号に丸印をつけ、()は記入してください ～

問1. 貴地区における公立学校での眼科学校医設置状況を教えてください
 (お手数ですが都道府県教育委員会の学校保健担当課にお問い合わせください)

公立学校	眼科学校医設置状況
(1) 小学校	() 校中 () 校
(2) 中学校	() 校中 () 校
(3) 高校	() 校中 () 校

問2. 新規開業で新たに学校医に就かれた眼科医に対する新任学校の研修会を行っていますか。
 (○は1つ)

1. 行われている } 付問2-1へ

2. 一部で行われている }

3. 行われてない ⇒ 問3へ

※問2で「1. 行われている」「2. 一部で行われている」とお答えの方にお聞きいたします。
 付問2-1. 研修会を主催する団体をお答えください。(○はいくつでも)

1. 貴支部眼科医会 2. 都道府県医師会 3. 市町村医師会

4. 都道府県学校医会 5. 市町村学校医会 6. その他 ()

問3. 眼科医、養護教諭や教職員に対する学校保健の啓発のため、学校保健講習会や研修会の開催をお願いしております。以下の講習会等について、貴支部が行ったことがあるものを選んでください (○はいくつでも)

1. 学校保健だけを取り上げた講習会や研修会の開催

2. 主催する学術講習会の場を利用した啓発

3. 教育委員会の学校保健事業を利用した啓発

4. 総合学習を利用した学校の出張授業に講師派遣

5. その他 ()

※ アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

問4. 健診対象者は本来全児童生徒ですが、地区の事情で保健調査による抽出者を対象にしていることがあります。公立の小学校、中学校それぞれの担当校の状況を選んでください。

(○はいくつでも)

(1) 公立小学校	1. 全児童が対象 3. 全学年抽出	2. 一部学年のみ全児童で他は抽出 4. 担当していない
(2) 公立中学校	1. 全生徒が対象 3. 全学年抽出	2. 一部学年のみ全児童で他は抽出 4. 担当していない

問5. 眼科学校健診に通常持参するものを選んでください。(○はいくつでも)

1. ペンライト	2. プリズムバー	3. スキアスコープ
4. 板付きレンズ	5. 近距離視力表	6. ステレオテスト
7. 集光レンズ	8. 携帯用スリットランプ	9. 携帯用オートレフ
10. 直像鏡	11. 倒像鏡	12. 携帯用眼圧計
13. その他 ()		

問6. 眼科健診の眼位検査について、実施されている方法を選んでください。(○はいくつでも)

1. 視診	2. ペンライト	3. カバーテスト
4. 9方向眼位	5. ステレオテスト	6. その他 ()
7. 眼位検査は行わない		

問7. 眼疾患と眼瞼翻転について、実施されている方法を選んでください。(○は1つ)

1. 全員に上下の眼瞼翻転を行う
2. 下眼瞼を診て、必要があれば上眼瞼翻転も行う
3. 下眼瞼翻転のみ
4. 児童生徒各自に下眼瞼を翻転させる
5. 眼瞼の翻転は実施していない

問8. 眼科健診の際、事前に行った視力検査や保健調査の結果を養護教諭に用意してもらい、内容を参考にしながら健診を行うことが推奨されていますが、この方法を実施していますか。

(○は1つ)

1. 視力検査と保健調査の内容を参考にして健診を行っている
2. 視力検査のみ参考になっている
3. 保健調査のみ参考になっている
4. 視力検査や保健調査の内容は特にチェックせずに健診している

問9. 健康教育の重要性が問われています。眼科健診の際に行う「ミニ講話」、話しかけを心がける「話しかけ健診」、など様々な健康教育がありますが、以下の事項のうち経験があるものを選んでください。(○はいくつでも)

1. 健診前に眼科に関するミニ講話を行った
2. 健診時に各児童生徒に保健指導するよう心がけている(話しかけ健診)
3. 健診終了後に養護教諭や学校保健関係者と話し合う
4. 健診終了後の時間を利用して健康相談を行った
5. 受診勧告で診療所を受診した児童生徒や保護者に対し、意識的に保健指導をしている
6. 「保健だより」に眼科学校保健に関する記事を投稿した
7. 総合学習の時間を利用して授業を行った
8. 学校保健関係者に対し講演を行った
9. 一般教職員向けの講演や勉強会を行った
10. その他 ()

問10. 学校では学校保健委員会が開催されていますが、眼科学校医が委員に含まれないことも少なくありません。以下についてお答えください。

学校保健委員会の案内がありますか。(○は1つ)

- | | | |
|---|---|---------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. すべての担当校から案内がある 2. 一部から案内がある 3. まったくない ⇒ 問11へ | } | 付問10-1へ |
|---|---|---------|

※問10で「1. すべての担当校から案内がある」または「2. 一部から案内がある」と回答された当該委員会の案内がある先生は以下の付問についてもお答えください

付問10-1. 委員会に参加されていますか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. ほとんど参加 | 2. ときどき参加 | 3. ほとんど欠席 |
|-----------|-----------|-----------|

付問10-2. 委員会に出席できないときに眼科学校保健のメッセージとなる資料などを事前に提供することが推奨されていますが、資料を提供されたことがありますか。

(○は1つ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問11. 学校における色覚検査についてお答えください。(○は1つ)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 児童生徒全員に色覚検査を行うべき | 2. 希望者を募り、色覚検査を行うべき |
| 3. わからない | 4. 学校での色覚検査は不要 |

【裏面にも質問があります】



問12. 色覚で眼科を受診した児童生徒に対し、色覚異常の診断を下した後、適切な色覚指導を
されておられますか。該当するものを選んでください。(○はいくつでも)

1. 適切に行っている
2. 十分とは言えないが以前よりは心がけている
3. 診断のみで色覚指導は行わない
4. 色覚異常を理解していただくため、関連のホームページを紹介している
5. 患者向け冊子「色覚異常を正しく理解するために」(日本眼科医会)を利用
6. 「小児のための色覚一般診療の手引き」(日本眼科医会)を利用
7. その他 ()

問13. 眼科学校医の報酬は内科学校医に比べ、通常低く設定されているようです。また市町村
によってもかなり異なるようです。そこで眼科学校医(公立校)の1校あたりの平均年
間報酬(税込み)についてお答えください。(○は1つ)

1. 10万円未満
2. 10万円以上、20万円未満
3. 20万円以上、30万円未満
4. 30万円以上、40万円未満
5. 40万円以上、50万円未満
6. 50万円以上、60万円未満
7. 60万円以上

問14. 貴地区(市町村)で学校医に定年制はありますか。(○は1つ)

1. ある ⇒ () 歳
2. ない

問15. 市町村教育委員会が決めている学校医報酬の算出方法が分かれば教えてください。たと
えば、「内科、眼科、耳鼻科それぞれ一律である」とか「基本給+担当校手当+人头割り
手当+出務手当」など

※ アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。